

入札説明書

沖縄県工芸振興センターが発注する「沖縄県工芸振興センター敷地境界確認等業務」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年10月6日

2 入札に付する事項

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 委託業務の名称 | 沖縄県工芸振興センター敷地境界確認等業務 |
| (2) 委託業務の内容等 | 仕様書による |
| (3) 引渡の期限 | 令和4年2月28日（月曜日） |
| (4) 引渡の場所 | 沖縄県工芸振興センター |

3 入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 次のアからイまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が3人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。
 - 公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- 入札参加申込書の提出日まで、本県の指名停止処分等を受けていない者であること。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定する者に該当しないこと。
- 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 次の各号に該当しないこと。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団体等反社会勢力」という。
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
 - 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- 県が示した委託業務の内容を確実に遂行できること。
- 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

4 現場説明会等

現場説明会は実施しないが、現場確認の希望は受け付ける。

現場確認を希望する者は、令和3年10月18日（月曜日）午後5時までに、下記14の沖縄県工芸振興センターに直接ご連絡ください。

5 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答

(1) 提出期間

公告日から令和3年10月18日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法及び提出場所

質問票を下記14の電子メールアドレス宛へ送付すること。

提出する場合は、件名を「【質問】沖縄県工芸振興センター敷地確認等業務に係る一般競争入札」とし、提出後、電話にて提出した旨を連絡すること。

(3) 提出様式

質問は【別添様式】を使用すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期 間：回答日から令和3年10月21日（木曜日）まで

イ 閲覧場所：沖縄県工芸振興センターホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kogeicenter/sankoukoudokougei1.html>

6 入札参加資格審査申請書の提出等

3 の入札参加資格に掲げる事項について、参加資格の有無の確認を行うので、本件入札への参加希望者は、「一般競争入札参加申請関係資料確認票」【様式1】に、必要な書類を添付し、下記の定めるところにより提出すること。本公告の入札へ参加を希望する者は、関係書類一式を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 関係書類の入手方法

沖縄県公式ウェブサイトの「公募・入札」ページに掲載されたファイルをダウンロードすること。

(2) 提出方法

下記14の沖縄県工芸振興センターに直接持参または郵送による。

(3) 受付期限

令和3年10月18日（月曜日）午後5時まで

ア 持参の場合：書類受付は土日及び祝日を除く、開庁日の午前9時から午後5時（午前12時から午後1時を除く。）

イ 郵送の場合：受付期限までに沖縄県工芸振興センターに関係資料が必着していること。

ウ 提出された書類に不備がある場合は、書類受付期限内に補正することとする。

(4) 提出された資格審査資料は、返却しない。

7 競争入札参加資格の審査結果等

(1) 入札参加資格審査結果 一般競争入札参加資格審査結果通知書により申請者あて通知する。

(2) 入札参加資格の有効範囲 本参加資格は、この業務の入札に限り有効である。

(3) 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有するものは、この入札が終了するまでの間に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項の変更について届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

エ 使用する印鑑

オ 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

カ 電話番号

(4) 入札参加資格の取り消し等

ア 入札参加資格を有するものが3(1)に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実に至ったことが判明した時点において、入札の結果を無効とする。

イ 入札参加資格を取り消したときは、取り消された者に対して通知を行う。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年10月22日（金曜日）午後4時

(2) 場所 沖縄県工芸振興センター2階講堂

9 入札及び開札の立会い等

(1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 代理人が立ち会う場合は、委任状を提出しなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

10 入札保証金に関する事項

「入札保証金説明書」による

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。なお、契約を誠実に履行しない場合は、見積金額の100分の10を徴収する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年（令和元年度、令和2年度）の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、

これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行した
ものについて、国又は地方公共団体が証明する書類を提出する場合

12 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない入札及び入札書に代理人の署名または記名押印いずれかがない入札

13 その他

- (1) 契約締結時期
落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨
- (3) 最低制限価格の有無 設定しない。
- (4) 落札者の決定方法
ア 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とすることがある。
イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札等
ア 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
イ 再度の入札の回数は最大2回とする。
ウ 14における無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。
エ 再度の入札においても、落札となるべき入札者がいないときは、最低価格の入札者と随意契約を行う。
- (6) 入札参加者は、「入札説明書」及び「入札保証金説明書」を熟読の上、入札に参加すること。

14 入札及び契約担当部署

名称	沖縄県工芸振興センター
所在地	〒901-1116 沖縄県南風原町字照屋213
電話番号	098-889-1186
FAX番号	098-889-5331
電子メールアドレス	xx054110@pref.okinawa.lg.jp